

宅地建物取引業法に係る手続きについて

都市建築部建築指導課

1 対象となる手続き（事前予約制）

- ・ 宅地建物取引業者に係る手続き全般
新規申請、更新申請、免許替え、変更届出 等
- ・ 宅地建物取引士に係る手続き全般
登録申請、変更登録申請、登録移転申請 等

2 本庁窓口受付時間

平日午前9時～午後4時30分（ただし土日祝日及び年末年始を除く）

3 電話による事前予約

以下、受付窓口までお電話ください。予約日を決めさせていただきます。

<申請受付窓口一覧>

県庁建築指導課（本庁窓口）	058-272-8680（直通）
岐阜・西濃建築事務所	0584-73-1111（代表）
中濃建築事務所	0574-25-3111（代表）
東濃建築事務所	0572-23-1111（代表）
飛騨建築事務所	0577-33-1111（代表）